

ODAの点検と改善 2006
～より質の高いODAを目指して～

平成19年2月

外務省

はじめに

我が国の政府開発援助は、50年にわたり、途上国の発展に大きく貢献してきました。今日でも、約11億人の人々が1日1ドル以下の生活を送っている中で、我が国への国際社会の期待は小さくありません。我が国は、今後ともODAを活用しつつ、貧困に苦しむ国々の自助自立を支援していきます。

平成18年は、戦略、政策の企画・立案、実施という3つの層において、ODA改革が大きく進展した年でした。外務省としては、強化された体制の下、ODAを戦略的・機動的に活用しつつ、外交政策を進めていく考えです。その中で、平成17年のG8グリーンイーズサミットで表明した、100億ドルのODA事業量積み増しといった国際公約の達成を目指します。

同時に、政府がODAを実施していく中で忘れてはならないのは、ODAの質の改善です。政府は、ODAの質の改善への不断の努力を通じて、国民に理解され、支持される効果的なODAを追求していかなければなりません。外務省は、このような問題意識の下、平成17年12月に「ODAの点検と改善～より質の高いODAを目指して～」をとりまとめました。そこに盛り込まれた様々な施策のその後の実施状況をとりまとめ、さらに改革を推し進めるための指針を定めたものが、この「点検と改善 2006」です。

外務省としては、この「点検と改善」のフォローアップ作業を今後も定期的に行っていく考えです。今回とりまとめられた諸施策を着実に進めることで、ODAの質を高め、国民の皆様のご理解の下、戦略的かつ効率的なODAを実施すべく努めていきます。

目次

1. 戦略的な政府開発援助(ODA)の実施のための援助政策の企画・立案

(1)「点検と改善」以降の進展(改善状況の分析を含む)

(2)今後の取組

2. コスト縮減等を通じた事業の効率化

(1)「点検と改善」以降の進展(改善状況の分析を含む)

(2)今後の取組

3. チェック体制の拡充

(1)「点検と改善」以降の進展(改善状況の分析を含む)

(2)今後の取組

1. 戦略的な政府開発援助(ODA)の実施のための援助政策の企画・立案

(1)「点検と改善」以降の進展(改善状況の分析を含む)

① 戦略的なODAの実施体制の確立

✓ 総理官邸の海外経済協力会議を頂点とする、ODA戦略・企画立案・実施の一体的運用体制の整備

平成18年4月、我が国の海外経済協力(政府開発援助、その他政府資金及びこれらに関連する民間資金の活用を含む。)に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議し、戦略的な海外経済援助の効率的な実施を図るため、内閣に内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣を構成員とする海外経済協力会議が設置された。平成18年中に海外経済協力会議は5回開催され、アジア、中国、インド、イラク、資源・エネルギー、貿易・投資等に関する海外経済協力について審議された。

✓ 二国間・多国間連携の強化を含め、外務省の企画立案機能強化を意図する国際協力企画立案本部の設置及び国際協力局の創設

内閣に海外経済協力会議が設置され、また、3つの援助手法の実施がJICAの下に統合されることとなった。これを受け、外務省が担うODAの企画立案機能を強化するため抜本的な体制強化を行い、平成18年4月に外務大臣を長とする国際協力企画立案本部を設置するとともに、同年8月、旧経済協力局と旧国際社会協力部の関連部局を合わせ、国際協力局へと組織を大幅に編成替えした。国際協力企画立案本部は、平成18年中に5回開催され、イラク、貿易・投資、アジア、アフリカ、中央アジアについて審議された。

✓ 3援助手法のJICAへの統合を決定(「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」(JICA法改正法)成立)

今般のODA改革を受け、平成18年の臨時国会(第165回国会)においてJICA法改正法が成立した。これにより、平成20年に発足する新JICAは、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の3つの援助手法を一体的に実施することとなる。新JICAは資金規模からみて世界有数の援助実施機関となる。また、調査や案件形成・実施の段階で援助手法間の連携が有機的に促進され、より効果的・効率的な援助の実施に資する。また、3つの援助手法に総合的に精通した人材が育成されることが期待される。

② 国別援助計画の拡充

✓ 工程表の作成(平成18年6月)

今後5年間の国別援助計画の新規策定及び改定作業に関する工程表が、平成18年6月に作成された。この工程表に従い、国別援助計画対象国を35ヶ国まで拡充していく予定である。この工程表は、同月外務省ODAホームページで公表された。

✓ 簡素化・標準化のための策定要領の作成(平成18年6月)

国別援助計画の簡素化と標準化のための策定要領が、平成18年6月に作成された。なお、国別援助計画の策定に当たっては、外務省ODAホームページを通じたパブリック・コメントの募集を行うことなどにより、NGOを含む国内の意見の反映に努めている。

✓ 被援助国の開発計画との整合性への配慮

国別援助計画を策定する対象国の選定に当たっては、これまでも被援助国の開発計画の策定タイミングを考慮するよう努めてきている。例えば、対バングラデシュ国別援助計画(平成12年策定)は、同国政府が平成17年に貧困削減戦略文書(PRSP: Poverty Reduction Strategy Paper)を策定したことを踏まえ、その迅速かつ効果的な実施を支援することを援助方針として、平成18年5月に改定された。

③ 援助手法間の連携、「プログラム化」(注1)の推進

✓ 要望調査段階で「プログラム化」推進を明記

相手国の要請に基づいて個別に案件を形成し援助を行うというこれまでの考え方を維持しつつ、国別援助計画の各重点分野について目指すべき達成目標を定め、当該目標の達成のため、被援助国の様々な需要を十分に踏まえた上で、必要に応じて各援助手法を有機的に連携させ、開発プログラムを策定するという、目標指向型の発想が必要である。このような観点から、平成19年度技術協力・平成20年度無償資金協力課題別要望調査実施要領において、「プログラム化」の推進を明記し、平成17年度末に試行的に実施して決定した3件の「優良プログラム」(注2)を参考資料として添付した。同要望調査の中で、現地ODAタスクフォース(注3)から推薦のあったプログラムを審査の上、「優良プログラム」としたプログラムに含まれる個別案件については、優先的に検討することとした。

(注1)プログラム： 共通の目的・対象の下に相互密接に関連づけられて、計画・実施さ

れる案件群

(注2)プログラム案件形成のグッド・プラクティスとして適当かつ優良なプログラム案件の形成を奨励することを目的に、現地ODAタスクフォースや大使館から「優良プログラム案件」の推薦を受け付け、本省にて選定。平成17年度末までに、以下の3件を「優良プログラム」として決定。

- ▶ バングラデシュ「砒素汚染対策プログラム」
- ▶ バングラデシュ「基礎教育内容向上プログラム」
- ▶ 東ティモール「幹線道路改善・維持管理プログラム」

(注3)現地ODAタスクフォース：大使館、JICA、JBIC現地事務所を主要メンバーとして構成(JETROなどが参加する場合も多い)。平成18年12月現在までに72カ国において設置済み。

④ 現地ODAタスクフォースによる見直しの強化

平成17年2月に閣議報告された「政府開発援助に関する中期政策」に記述されている「我が国ODAのレビュー」を平成17年11月より国別援助計画策定国の19か国を対象として試行的に実施。被援助国に対する我が国の援助が目的・意義を達成したか否か、目指すべき方向性は適切であったか否か、重点分野・重点項目の置き方は有効であったか否かなどについて、見直しを行った。

⑤ 援助協調の推進

✓ 援助効果の向上に向けた取組

平成17年に採択された「援助効果向上に関するパリ宣言」に対する「我が国の行動計画」の推進を図り、援助効果の向上に向け積極的に取り組んでいる。具体的には、援助調和化の観点では、各国におけるセクター／サブセクター・レベルの援助国共同開発戦略への参加などの取組を進めている。また、アジアにおける我が国他の援助経験を国際的な援助効果向上の議論に反映していくため、「2006年援助効果向上に関するアジア地域フォーラム」を世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、英国国際開発省(DFID)と共催した。

✓ 現地レベルでの機能強化の取組を開始

現地レベルではますます援助の協調が進んでおり、被援助国との協議や援助国間での協議が活発に行われている。そのような協議について専門的視点から助言できる人材として経済協力調整員を配置する等、人員強化を行った。既にエチオピア、ガーナ、ウガンダ、モザンビーク、スーダンに派遣済み。加えてザンビアへの派遣を準備中である。

(2) 今後の取組

① 戦略的なODAの実施体制の確立

✓ 我が国に期待される役割を効果的に果たすための企画立案の推進

平成20年は、我が国においてG8首脳会合や第4回アフリカ開発会議(TICADIV)が開催される。このような重要な外交上の会合が集中する年に向けた対応を含め、我が国に期待される役割を効果的に果たしていく。同時に途上国の開発や人道支援を通じた世界の平和と安定の実現、地球的規模の課題の解決といった、国際社会の一員としての責務を果たすとともに、グローバル化が進む中で日本の経済的繁栄を確保すべく、優先分野をより明確にした戦略的なODAの企画立案を、海外経済協力会議で審議される基本戦略の下で推進していく。また、その結果を広く関係省庁・実施機関と共有し、会議の結果を案件の形成・実施に反映していく。

✓ 国際機関等を通じた援助について、外交政策との整合性を十分に確保した戦略的対応

国際機関等を通じた援助についても、それぞれの特色を踏まえつつ、国益を踏まえ、戦略的に対応を行うとともに、現地での連携も進め、二国間援助との連携による相乗効果の発揮を図る。その際、人事交流や日常的な協議を通じて関係省庁とも緊密に連携する。

✓ 国際協力に関する有識者会議の設立

国際協力に関心と知見を有する国民の声を政策に反映させるため、これまでのODA総合戦略会議をさらに充実させる形で改組し、早期に立ち上げる。

✓ JICA法改正法の成立を踏まえた新 JICA の組織・業務の詳細設計

JICA法改正法の成立を踏まえ、ODA政策を踏まえた3援助手法の一体的実施及び機動的で迅速な実施を可能とする新JICAの組織・業務等の詳細設計について、具体的な議論を進める。議論に当たっては、「新時代の ODA 実施体制作り(新JICAの制度設計のポイント)」(平成18年6月)を踏まえ、海外経済協力会議の審議を踏まえたODA政策の下、実施機関(JICA、JBIC及び新JICA)による機動的かつ迅速な実施を確保するため相応しい体制を構築する。

② 国別援助計画の拡充

✓ 工程表の着実な実行

既に作成済みの工程表及び国別援助計画の簡素化と標準化のための策定要領に従い、一層の選択と集中を進め、支援分野の的を絞った国別援助計画を着実に策定していく。

✓ 一般的なODA政策との整合性の確保

一般的なODA政策との整合性を確保するとの観点から、工程表については、必要に応じ毎年改定していく。被援助国の開発計画の策定のタイミングについても、引き続き考慮していく。

③ 援助手法間の連携、「プログラム化」の推進

要望調査の回答の際に現地ODAタスクフォースから推薦のあったプログラムについて、審査の上、「優良プログラム」として認定していく。加えて、援助効果向上に関するパリ宣言も踏まえつつ、途上国の開発政策に則し、予測可能性の向上した、かつ、3援助手法を一体的に活用した効果的援助を実施する観点から、JICA及びJBICと協働により有償資金協力、無償資金協力及び技術協力の中長期的な候補案件を含めたローリングプランを作成し、相手国政府との協議に活用することを促進する。

④ 分野別戦略の拡充・プロジェクトへの反映

国別・地域別の取組と並んで、ODAの分野別の戦略をプロジェクトに然るべく反映させることが、より効果的なODAの実施に繋がる。こうした観点から、「分野別ポータルサイト」をインターネットのODAホームページに開設し、現地ODAタスクフォース、関係省庁等の援助関係者の情報共有を進める。また、このような取組を通じ、一般市民への情報公開を充実させる。具体的には、保健・環境・防災といった分野別の援助動向、我が国の援助実績、援助方針、関連サイトへのリンク等を系統的に整理したサイトとする。

⑤ 現地ODAタスクフォースによる見直しの制度化

平成17年11月に19カ国を対象として試行的に行った見直し項目を今一度検証し、現地ODAタスクフォースによる定期的な見直しを我が国ODAの「点検と改善」のためのメカニズムとして位置づけ、政策レベルでのPDCA(Plan, Do, Check, Act)サイクルを確立することを目標とする。

⑥ 官民連携の一層の推進

✓ 連携の一層の強化

地方自治体、内外のNGO、民間部門、学術機関及び国連機関との意見交換・人事交流をより活発に行うことで、連携の一層の強化と情報の集約に努める。例えば、「外務省・NGO 定例協議会」などを通じNGOの声に耳を傾け、各NGOの能力強化、NGO間のネットワーク強化を図るとともに、NGOからの意見や情報を具体的に官民連携の施策に反映させていく。

✓ NGOとの連携に向けた5カ年計画

政府とNGOの相互補完関係を強化すべく、向こう5年間でNGO参加型ODA事業の飛躍的な増大を目指す一方、NGOによるODA事業実施に必要な実践的能力向上のための施策を強化していく。それを進めるに当たり、NGOとの連携強化のためのタスクフォースを国際協力局内に立ち上げ、具体的な施策を検討していく。

✓ グッド・プラクティスの選定

官民連携の一層の推進を進める中で、その具体的なモデルとなり得るような案件・事例をグッド・プラクティスとして選定し、ODAホームページ等の場で紹介するなどして、他の取組にも広げていく。

✓ オールジャパンとしての取り組み

資源・エネルギー確保、投資環境整備、国際競争力確保、経済連携の推進等のために重要な役割を果たしているODA以外の政府資金(OOF)及びこれに関連する民間資金等と、ODAとの連携を推進する。また、13省庁の技術協力の連携を一層強化する。

2. コスト縮減等を通じた事業の効率化

(1)「点検と改善」以降の進展(改善状況の分析を含む)

① 技術協力

- ✓ 平成17年度までの JICA 効率化実績(現地リソース活用促進実績や「自主的効率化」を含む)

JICAは、独立行政法人通則法に基づき外務大臣が認可した現行中期計画(平成15年10月～19年3月)における効率化目標のほとんどを前倒して超過達成した。また、機材の海外調達比率の向上(金額ベースで75%以上)、技術協力プロジェクトにおける現地コンサルタントの参加や現地NGOとの連携件数の増加(それぞれ281件、129件の増加)など、引き続き現地リソースの活用を推進した他、専門家などの住居手当の見直し、シニア海外ボランティアの手当の改訂など、中期計画の枠外でも自主的な効率化を着実に進めた。

他方、平成18年度の財務省予算執行調査においては、効率化目標の在り方について検討すべきとの指摘がなされた。

- ✓ JICA事業・予算の管理強化(近年のJICA取組)

JICA 事業・予算の管理については、平成18年度の財務省予算執行調査において、各プロジェクトの事業費積算の精度向上、コスト審査機能の強化等の必要性が指摘された。

これらの点について、JICA は、一定規模のプロジェクトに係る事業事前評価表の作成や、平成16年度の組織改編における課題部の設置により事業コストに関する知見、経験を蓄積するとともに審査機能の強化を進めてきた。また、平成17年度からは、事業実施計画書の様式を統一し、当該年度の詳細積算を添付の上全体事業費を明示することを徹底するとともに、平成18年4月に事業実施及び予算執行を一元的かつリアルタイムに管理する新システムの運用を開始した。

② 有償資金協力

- ✓ 円借款の手続の迅速化等に関する検討の実施

円借款の手続の迅速化を通じ、有償資金協力のより効率的・効果的な実施、事業効果の促進を図るべく、案件形成から事業完了までの一連のプロセスをレビューし具体的な方策を検討するための、関係機関からなる検討会を立ち上げた。平成18年12月までに4回の検討会を開催し、我が国産業界からのヒ

アリング等を実施している。

✓ **案件監理強化及び事業効果の早期発見の促進**

原則として平成19年1月以降に相手国に事前通報を行う新規円借款の案件について、借款契約の期間延長の際にチャージを課すこととし、円借款の事業効果の早期発見を促し、援助効果の向上に努めることとした。

✓ **他援助国・機関との手続き調和化の推進等**

世界銀行、アフリカ開発銀行等との協調融資において手続きの調和を図った。

③ 無償資金協力

✓ **現地仕様の設計・現地業者の積極的な活用・コスト縮減目標の設定**

平成18年度より現地仕様の設計・施工段階における現地業者の積極的な活用を可能とするコミュニティ開発支援無償を導入した。この援助手法を活用しつつ、平成18年度から平成22年度までの5年間で、アフリカにおける学校建設案件において30%以上のコスト縮減目標を設定している。

コミュニティ開発支援無償の適用を可及的速やかに行うため、既に一般プロジェクト無償による学校建設案件として要請のあった以下の2案件をコミュニティ開発支援無償の枠組みで実施することについて、被援助国政府と協議の上、現地仕様による設計採用の適否、現地業者の活用の可能性等を概略設計調査により確認した。

調査の結果、一般プロジェクト無償により過去に当該国で我が国が実施した類似の案件との比較において、以下のとおりのコスト削減が見込まれている。現在、一般プロジェクト無償による要請がなされた他の候補案件についても順次この援助手法を活用すべく調査を実施している。

- セネガル「小中学校教室建設計画」 約57%減
- ニジェール「マラディ州及びザンデル州小学校教室建設計画」 約46%減

(注1) 上記コストでは、本体工事に要する経費(施設建設費、設計・施工管理費、プロジェクト管理費等)を対象としている。コスト削減率の測定は、過去に同国において一般プロジェクト無償方式で実施した事業費の平米当たり単価を算出し、それとの比較において行っている。

(注2) 上記案件においては、従来一般プロジェクト無償により整備された学校との比較において、同様の「質」は確保されておらず、可能なものにつき、積極的に現地仕様による設計及び現地業者の活用を行った結果によるものであることにつき留意すべきである。

なお、一般プロジェクト無償においても、案件全体のコスト削減のため、基本設計時調査実施時にコンサルタントに対し、コスト削減ができるような方策を考えるよう徹底指示を行うとともに、適正仕様・適正規模の観点でJICAによる積算審査を強化している。

✓ 入札における競争性向上のための取組

入札参加者の拡大を図り、競争性を向上させるため、外務省はJICAと協力しつつ、①入札期間の延長、②機材供与に関して契約の細分化、③入札関連情報の提供等の措置を講じ、入札参加者の拡大を図ってきた。

今年度はそれら取り組みに加えて、①入札事前資格審査(PQ: Pre Qualification)基準の緩和推進、②中小・地方企業やNGOの入札参加を促進するためのJICAによる説明会の開催、③入札事前資格審査公示の和文掲載等の措置を講じ、更なる競争性の向上を図っている。

(2)今後の取組

① 技術協力

✓ JICA業務経費の効率化方針

効率化目標については、現行中期目標において、各種事業の実施に必要な主要な投入に係る単位当たり経費の削減目標を設定しているが、前述の財務省予算執行調査や総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標においては、事業費について包括的な効率化目標を設定し、要員の待遇見直し、調査業務の一層の効率的実施、随意契約の見直しと競争性のある契約の範囲の拡大等を含め、今期の効率化目標を上回るコスト削減への取組を促進する。

また、一般管理費(人件費、物件費)については、本部、在外事務所、国内機関を含め、効率化目標を設定した上で、引き続きコスト削減への取組を促進する。

さらに、事業の評価において、各事業の費用対効果を高め効率化を図る観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的事後評価の手法の開発に取り組み、これに基づきコスト削減への取組を促進する。その際、業務経費の削減が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立を図る。

✓ JICA事業・予算の管理強化

前出のとおり、近年、JICAは、予算執行面での管理の強化を図っている。

今後は、平成18年度の財務省予算執行調査の指摘も踏まえ、コストの審査機能の強化に向けて更なる努力を行うとともに、技術協力が外交の手段として機動的に活用されるよう、予算執行状況に関する外務省とJICAの情報共有を強化する。

➤ 研修事業

途上国の自立的発展に資するとともに、我が国の外交を効果的に展開する観点から、JICAにおいて各研修コースが途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果が外務省による研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるような制度を導入する。

また、研修事業は国内のみならず海外でも行われているところ、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。

➤ 青年招へい事業

本件事業は、将来の国造りを担う途上国の青年が専門分野の研修を通じて知見を深めるとともに、同じ分野の我が国の青年との交流を通じて相互理解を深めるものとして昭和59年に導入された。これについては、導入以降の国際交流に関する社会情勢の変化や他の機関等における同種の国際交流事業等の実施状況を踏まえ、JICAの技術協力の一環として実施する必要性が乏しい交流性の強いプログラムを廃止し、本事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、技術研修へ絞りこむことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。この結果、全体の受入日数の短縮等により、受入経費の合理化を図る。

✓ 「基本方針2006」に基づくコスト削減と費用対効果最大化に向けた取組方針

各省技術協力の情報共有を図るべく平成18年度立ち上げた「関係府省庁技術協力・年度計画検索サイト」、技術協力連絡会議等を活用しつつ、JICA及び関係府省庁の技術協力のコスト削減・効率化のための具体的な検討を進め、平成19年3月末までを目処に工程表を策定する見込みである。

② 有償資金協力

✓ 円借款の手続の迅速化等に関する検討の結果を踏まえた対応

上述の検討会の結果を踏まえ、円借款に係る一連の手続きを迅速化する具体的な方策を着実に実施する。

③ 無償資金協力

✓ 新たな類型の下でのコスト削減目標の設定

(イ) コミュニティ開発支援無償を活用した学校建設分野におけるコスト削減

現在、コミュニティ開発支援無償を活用したアフリカにおける学校建設案件において30%以上のコスト削減目標を設定しているが、全世界に存在する教育の機会の確保に対する需要にこれまで以上に積極的に応えていく観点から、現行のコスト削減目標を全世界に拡大し、以下のとおりに設定する。

現地仕様による設計や現地業者の活用の可能性等につき個別に調査しつつも、無償資金協力における開発途上国政府を対象とした学校建設案件については、原則としてコミュニティ開発支援無償を活用して実施することとし、同制度を活用した学校建設案件において、平成19年度から平成23年度までの5年間の平均で30%以上のコスト削減を目指すとともに、その実施状況を定期的にフォローアップしていく。

(注1) コストには、事前調査のための経費は含まず、本体工事に要する経費(施設建設費、設計・施工監理費、プロジェクト管理費等)を対象とする。

(注2) コスト削減率の測定は、各案件につき一般プロジェクト無償方式で実施した場合の事業費の平米当たり単価を算出し、それとの比較において行う。したがって、個別の案件毎に一般プロジェクト無償方式との比較を行い、30%以上の事業費の削減を図るとともに、5年間の実績の積み上げとして平準化した上で30%以上のコスト削減を目指すものである。

ただし、コミュニティ開発支援無償は、原則として、全国レベルで一校でも多くの学校を建設するといったニーズに対応する場合のように、「質」よりも「量」をより重視した案件に対応するために、現地仕様の設計・現地業者の積極的活用を行うものである。例えば、洪水等に対応できるシェルター(避難所)としての機能も併せ持つ学校や、地震等の影響を受けやすく一定以上の耐震強度が必要とされるような日本の高い技術力を活かす必要性の高い学校の建設案件については、今後も一般プロジェクト無償で実施していく。

(ロ) コミュニティ開発支援無償の対象案件の拡大

平成19年度においては、学校建設のみならず給水及び道路等の分野においてもコミュニティ開発支援無償の案件を積極的に形成し、10件以上の案件の実施決定を目指すこととする。また、同制度の本来の趣旨(注)に立ち返り、相互に関連する複数の構成要素からなる案件を形成するよう努める。このような取り組みを積極的に進めていくことにより、無償資金協力全体のコスト削減を実現していく。

(注) 貧困、飢餓、疫病等、人命や安全な生活への脅威に直面するコミュニティの総合的能力開発を支援すべく、複数の構成要素(学校、道路、給水、医療等)からなる支援

を一つのプログラムとして一体的に実施することで、相互の有機的連携を実現する。

✓ **外部の知見を活用したコスト縮減・効率化の検討**

これまでも無償資金協力の諸手法の柔軟な活用等を通じ、コスト縮減のための取り組みを推進してきた。今後は新JICA発足を目前に控え、無償資金協力事業制度の各段階における点検による積極的な制度の見直しを行い、効率化、コスト縮減を図っていく考えである。見直しの実施にあたっては、外部有識者の知見を積極的に活用しつつ、事業の質の確保を前提とした新たなコスト縮減への考え方、基本設計の審査体制、施工段階における管理体制、全体工程の期間短縮等について包括的な検討を行い、平成19年10月を目処に提言を取りまとめることとする。

✓ **新JICA発足に伴う新たな無償制度によるコスト削減の方向性**

現制度下においては、無償資金協力事業を実施する際、国の予算年度内に定められた事業を完了させる必要がある。そのため、天候・治安情勢の悪化等の不可抗力や被援助国政府による土地買収の遅れ等、当初予想できなかった事情により工事が遅延する場合でも、業者が追加投入を行い何とかして年度末までに工事を完了させようとする傾向がある。このような事情から、業者は入札に際して、リスク要因のひとつとして追加投入分の費用を予め応札価格に織り込む傾向があり、結果的に事業コストが割高になっているという問題がある。

新JICA発足により無償資金協力事業実施の一部がJICAに移管されることに伴い、当該事業資金はJICAが管理することとなり、予算年度内の事業完了の制約がなくなることとなった。これにより、現地事情に対応した柔軟な工期設定・変更がより容易になることから、業者はリスク要因のひとつである工期の制約等を予め応札価格に反映する必要がなくなる。

制度の詳細については、今後、さらに検討を進めていくこととなるが、このような新たな無償資金協力制度の導入により、これまで無償資金協力事業の入札や実施に関連して指摘されてきた問題が解消され、無償資金協力事業全体の効率化に資することが期待されている。

3. チェック体制の拡充

(1)「点検と改善」以降の進展(改善状況の分析を含む)

① 「評価」

✓ 無償資金協力のプロジェクト・レベル事後評価の導入、第三者評価の導入

完了後3～5年を経過した無償資金協力案件52件につき、DAC(開発援助委員会)の評価5項目に沿ったプロジェクト・レベル事後評価を行った平成17年度に引き続き、平成18年度は第三者評価を約80案件につき実施中。

無償資金協力におけるプロジェクト・レベル事後評価報告書(平成17年度)は以下のアドレスで閲覧可能。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/kaikaku/hyoka.html>

✓ 「評価」結果の「計画」へのフィードバック・メカニズム

平成18年9月に外務省国際協力局のODA評価内部検討会議を開催した。平成17年度の第三者(ODA評価有識者会議)による評価結果における主な提言につき議論の上、フォローアップを要する事項を抽出し、関係部局及び在外公館に周知した。また、主な提言と対応策については「経済協力評価報告書」2006年度版に大きく取り上げた。

✓ 各府省との評価事業のノウハウ共有

平成18年2月、各府省の実施する技術協力に係るODA評価実施状況(平成16年度実施分)を外務省が取り纏め、その結果を外務省のODA評価年次報告書(平成17年度)に掲載して公表した。また、同年7月に各府省が参加した「ODA評価連絡会議」を開催し、各府省が実施しているODA評価につき情報共有を行った。

✓ 国内大学・研究機関の幅広い参加

平成18年度のODA評価の業務委嘱先選定の企画書招請に際し、業務従事者の構成要件として、「学術機関との共同体の形成も可」である旨を記載した。また、ODA評価の概念及び手法に精通した人材を育成するための研修事業「政策レベル・プログラムレベル評価に対する研修事業」を平成17年度から導入した。なお、ODA評価有識者会議のメンバー9名中5名は大学教授乃至は助教授である。

② 不正防止

✓ コンサルタント等受注調査案件における現地再委託契約に関する不正防止策導入

JICAは、平成18年1月より、一定額以上の再委託契約時における職員の立ち会いを実施すること等からなる再発防止策を講じている。JBICは、平成18年8月より、再委託契約について精算時の抽出調査等の方策を導入し、精算時のチェックを更に強化すること等からなる再発防止策を講じている。

(2) 今後の取組

① 「評価」

✓ 政策レベル・案件レベルそれぞれでの「評価」結果の「計画」へのフィードバック・反映の強化

平成18年9月の外務省国際協力局のODA評価内部検討会議において決定した平成17年度ODA評価提言への対応策については、関係部局・在外公館でフォローアップを行うと共に、平成19年前半にそのフィードバック状況を確認する。それ以降も同様のサイクルで、「評価」結果をODA政策の企画・立案、実施に反映させる体制を強化していく。

✓ 無償資金協力のプロジェクト・レベルの事後評価の徹底

事業完了後4年を経過した一般プロジェクト無償、水産無償の全案件について、第三者の視点を入れたプロジェクト・レベルの事後評価を実施する。

✓ 開発途上国自身の評価能力の強化に向けた取組

平成18年10月に開催された「援助効果向上に関するアジア地域フォーラム」において、評価セッションを新たに設け、アジア各国の出席者と援助効果向上に向けたODA評価の重要性につき議論した。今後とも、被援助国の評価能力の強化のため、被援助国との合同評価及び被援助国政府・機関による評価を実施していく。

✓ 新JICAの発足を念頭に置いた包括的な評価システムの模索

新JICAのもとで全ての援助手法で統合的なモニタリング・評価体制を確立するよう検討していく。外務省、新JICAがそれぞれ実施する類似のプログラム・レベルでの評価については、評価計画立案の段階から調整し、重複がないよう効果的な役割分担を行う。

② 不正防止

✓ 新JICA発足に向けた基準の統合と周知策

新JICA発足に向け、すべての援助手法間で統合的な基準を策定するとともに、その周知策を検討する。

(了)